

2026年5月 マンスリーレポート

ワンストップ窓口へのご相談事例

ご相談内容

当院は脳神経外科の専門病院で、現在入院中の交通事故の被害に遭われた在留外国人患者について相談したい。

この患者は、当院での治療により日常生活動作（ADL）が大幅に改善し、退院も可能な状態となっているものの、言語面での問題が残っていることが考えられる。

当院では、後遺障害の評価や、今後必要となる可能性がある生活支援のための行政手続き等において、「言語能力の評価」が必要になると考えている。

患者は長年日本で生活し、永住権も取得しているが、独居であり、国内にある母国企業に勤務し、日常的に母国語で業務を行っていたため、事故前の日本語能力について把握できない。

当院で実施している高次脳機能検査は日本語話者向けであるため、この患者には適用できず、また通訳を介して実施できるものでもない。

以下の2点について伺いたい。

- ・ 近隣で、患者母国語に対応した高次脳機能検査を実施できる医療機関はあるか。
- ・ 退院後、この患者が生活支援や相談を受けられる窓口等はあるか。

対応内容

当窓口から以下を案内した。

- 日本国内において行われる高次脳機能検査の「言語機能の評価」は、日本語話者を対象としており、日本語以外の言語での評価は国内の医療機関では難しいようだ。
- 患者の母国であれば、事故前の言語能力がわからなくても、検査結果を標準値と比較することで、障害の有無や程度を判定できるため、一旦母国に帰国して検査を受けてくることも検討してはいかがか。費用については、自動車損害保険会社と相談してみるように。
- 患者が退院した後の生活支援については、以下を案内した。
 - ・ 患者居住地の役場のソーシャルワーカーに相談してみるように。
 - ・ 日弁連交通事故相談センター「高次脳機能障害窓口」
06-6364-8289（平日 9～12時/13～17時）無料

自動車保険の損害評価等について係争に発展するような場合に備えて、以下の相談窓口を案内した。

- そんぽ ADR センター（相談対応、苦情・紛争の解決）

03-4332-5241 平日 9 時 15 分～17 時

以上

【お問合せ先】

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

RMS 部 浦野

TEL 03-6371-1701 E-mail onestop@emergency.co.jp